管渠清掃共通仕様書

市川市

公共下水道管渠清掃業務委託共通仕様書

第1章 総則

1. 適用範囲

- (1) 公共下水道管渠清掃業務委託共通仕様書(以下「共通仕様書」という。)は、市川市(以下委託者という。)が管理する下水道施設内の清掃の共通仕様書を示すもので、これによりがたい場合又はこれに記載のないものについては、別に指示する特記仕様書・設計図書によるものとする。
- (2) 共通仕様書、特記仕様書及び図面(以下、設計図書という。)に疑義が生じた場合は、 委託者と受託者との協議により決定する。

2. 用語の定義

本仕様書において、次の各号に揚げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところに よる。

- (1) 指示とは、委託者側の発議により、監督職員が受託者に対し、監督職員の所掌事務に関する方針、基準、計画等を示し、実施させることをいう。
- (2) 承諾とは、受託者側の発議により、受託者が監督職員に報告し、監督職員が了解することをいう。
- (3) 協議とは、監督職員と受託者が対等の立場で合議することをいう。

3. 法令等の遵守

- (1) 受託者は、清掃作業を実施するにあたり、次に揚げる法律及びこれに関連する法令・条例・規則等、並びに委託者が他の企業等と締結している協定等を遵守しなければならない。
 - 1. 労働基準法及び同法関連法規
 - 2. 労働者災害補償保険法及び同法関連法規
 - 3. 消防法及び同法関連法規
 - 4. 緊急失業対策及び同法関連法規
 - 5. 建設業法及び同法関連法規
 - 6. 建築基準法及び同法関連法規
 - 7. 港湾法及び同法関連法規
 - 8. 毒物及び同法関連法規
 - 9. 道路法及び同法関連法規
 - 10. 下水道法及び同法関連法規
 - 11. 中小企業退職金共済法及び同法関連法規
 - 12. 道路交通法及び同法関連法規
 - 13. 河川法及び同法関連法規
 - 14. 電気事業法及び同法関連法規
 - 15. 公害対策基本法及び同法関連法規

- 16. 騒音規正法及び同法関連法規
- 17. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同法関連法規
- 18. 水質汚濁防止法及び同法関連法規
- 19. 酸素欠乏症等防止規則及び同法関連法規
- 20. 労働安全衛生法及び同法関連法規
- 21. 振動規則法及び同法関連法規
- 22. 市川市環境保全条例及び同施行規則
- (2) 受託者は当該の設計図書の内容が(1)の諸法令に照らし、不適当又は矛盾していることが判明した場合には直ちに監督職員に報告し確認を求めること。
- (3) 使用人に対する、諸法令等の運用、適用は、受託者の負担と責任の元で行うこと。なお、 建設業退職者共済組合及び建設労災補償共済制度に伴う運用については、受託者の責任 において行うこと。

4. 提出書類

- (1) 受託者は、契約締結後、速やかに次の書類を提出し、承諾を受けたうえ、調査に着手すること。
 - 1. 着手届
 - 2. 現場代理人及び主任技術者届
 - 3. 工程表
 - 4. 職務分担表
 - 5. 緊急連絡届
 - 6. 清掃作業計画書
 - 7. 清掃土砂運搬車両使用届
 - 8. 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任届(酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習 修了証の写し)
- (2) 提出した書類の内容を変更する必要が生じた時は、直ちに変更届を提出すること。
- (3) 調査が完了した時は、速やかに次の書類を提出すること。
 - 1. 完了届
 - 2. 出来型調書
 - 3. 作業記録写真
 - 4. 完了図書一式
 - 5. 支払請求書及び明細書
- (4) 前記各項のほか、監督職員が提出するように指示した書類は、指定期日までに提出すること。

5. 官公署への手続き

(1) 受託者は、契約締結後、速やかに関係官公署等に、調査に必要な道路使用、交通の制限 等の届出、または、許可申請を行い、その許可を受けること。

6. 現場体制

- (1) 受託者は、契約締結後、速やかに代理人、並びに清掃調査技術及び経験を有する主任技 術者を定め、所定の業務に従事させること。
- (2) 管路内の調査を行う場合は、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者を定め、現場に常駐させ、所定の業務に従事させること。
- (3) 受託者は、善良な調査員を選出し、秩序正しい調査を行わせ、かつ、熟練を要する調査には、相当の経験を有するものを従事させること。
- (4) 受託者は、適正な調査の進捗を図るとともに、そのために十分な数の調査員を配置すること。又一部下請を使う場合、施工台帳の作成といつでも提出できる様用意する。

7. 地先住民等との協調

- (1) 受託者は、作業を実施するにあたり、地先住民等に作業内容を説明し、理解と協調を得ること。
- (2) 受託者は、地先住民等からの要望、もしくは地先住民等と交渉があった時は、遅滞なく 監督職員に申し出て、その指示を受け、誠意を持って対応し、その結果を速やかに報告 すること。
- (3) 受託者は、いかなる理由があっても、地先住民等から報酬、または手数料を受け取って はならない。
 - なお、下請負人及び使用人等についても、上記の行為の内容について、十分監督指導すること。
- (4) 使用人等が前項の行為を行ったときは、受託者がその責任を負うこと。

8. 損害賠償及び補償について

- (1) 受託者は、下水道施設に損害を与えた時は、ただちに監督職員に報告し、その指示を受けるとともに、速やかに現状復旧すること。
- (2) 受託者は、調査にあたり、万一、注意義務を怠ったことにより、第三者に損害を与えた時は、その復旧及び賠償に全責任を負うこと。

9. 工程管理

- (1) 受託者は、あらかじめ提出した工程表に従い、工程管理すること。
- (2) 予定の工程表と、実績とに差が出た場合は、必要な措置を講じて、調査の円滑な進行を図ること。
- (3) 受託者は、毎月末、調査の出来高報告書により、調査の進捗状況を監督職員に報告すること。
- (4) 日程の都合上、履行期間に含まれない日(祝日、休日等)に調査を行う必要がある場合は、あらかじめ、その調査内容、調査時間について、監督職員の承諾を得ること。

10. 作業記録写真

受託者は、次の各項に従って、作業記録写真を撮影し、作業完了時には、工種ごとに工程順に編集したものを、作業記録写真帳に整理し、完了届に添付して監督職員に提出すること。

- (1) 管渠内から、作業前後の状況を同一方向で撮影すること。ただし、管渠内からの撮影が 困難な場合は、他の適切な方法で撮影すること。
- (2) 人力または機械の別により作業状況を、背景を入れて撮影すること。
- (3) 撮影は、清掃箇所ごとに、1箇所の保安施設の状況、酸素及び硫化水素濃度等の測定状況、管路内洗浄状況のほか、監督職員が指定する内容について行うこと。
- (4) 写真には、件名、撮影場所、撮影対象及び受託者名を明記した黒板を入れて撮影すること。
- (5) 一枚の写真では、作業状況が明らかにならない場合は、貼り合わせること。
- (6) 写真は、カラー撮影とし、その大きさはサービス版とすること。但し、デジタルカメラで撮影した場合、CD納品の他にA4用紙に印刷した物も報告書に添付すること。その場合、1枚の用紙に6枚程度の写真を縮小印刷したものでもよい。

第2章 安全管理

1. 一般事項

- (1) 受託者は、公衆公害、労働災害及び物件損害等の未然防止に努め、労働安全衛生法、酸素欠乏症等防止規則、並びに建設工事公衆災害防止対策要綱等の定めるところに従い、 その防止に必要な措置を十分講ずること。
- (2) 作業中は、気象情報に十分注意を払い、豪雨出水、地震等が発生した場合は、ただちに対処できるような対策を講ずること。
- (3) 事故防止を図るため、安全管理については、清掃作業計画書に明示し、受託者の責任において実施すること。

2. 安全教育

- (1) 受託者は、調査に従事するものに対して、定期的に当該調査に関する安全教育を行い、 調査員の安全意識の向上を図ること。
- (2) 受託者は、労働省令で定める酸素欠乏・硫化水素危険作業に係わる業務について、特別 な教育を行うこと。

3. 労働災害防止

- (1) 現場の作業環境は、常に良好な状態を保ち、機械器具のその他の設備は常時点検して、 調査に従事するものの安全を図ること。
- (2) マンホール、管渠などに出入りし、またはこれらの内部で調査を行う場合は、労働省令で定める酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の指示に従い、酸素欠乏空気、有毒ガスなどの有無を調査開始前と清掃中は常時調査し、換気等事故防止に必要な措置を講じるとともに、呼吸用保護具等を常備すること。
 - なお、酸素及び硫化水素の測定結果は、記録、保存し、監督職員が提示を求めた場合は、 その指示に従うこと。
- (3) 作業中は、酸素欠乏空気及び有毒ガスなどが発生した場合は、ただちに必要な措置を講ずるとともに、監督職員及び他関係機関に緊急連絡を行うこと。

(4) 資格を必要とする諸機械を取扱う場合は、必ず有資格者をあて、かつ、誘導員を配置すること。

4. 公衆災害防止

- (1) 作業中は、常時調査現場周辺の居住者及び通行人の安全、並びに交通、流水等の円滑な 処理に努め、現場の保安対策を十分講じること。
- (2) 作業現場には、下水道管路内調査工と明示した標識を設けるとともに、夜間には十分な 照明及び保安灯を施し、通行人、車両交通等の安全の確保に努めること。
- (3) 作業区域内には、交通誘導警備員を配置し、車両及び歩行者の通行の誘導、並びに整理 を行うこと。
- (4) 作業に伴う交通処理及び保安対策は、本仕様書に定めるところによるほか、関係官公署 の指示に従い、適切に行うこと。
- (5) 前項の対策に関する具体的事項については、関係機関と十分協議して定め、協議結果を 監督職員に提出すること。

5. その他

- (1) 受託者は、作業にあたって、下水道施設またはガス管等の付近では、絶対に裸火を使用しないこと。
- (2) 万一、事故が発生したときは、緊急連絡体制に従い、ただちに監督職員及び関係官公署 に報告するとともに、ただちに必要な措置を講ずること。
- (3) 前項の通報後、受託者は事故の原因、経過及び被害内容を調査の上、その結果を書面により、すみやかに委託者に届け出ること。

第3章 清掃工

1. 一般事項

- (1) 受託者は、清掃作業計画書に作業箇所、作業順序等を定め、事前に監督職員に報告した 上で、作業に着手すること。
- (2) 作業にあたっては、管口を傷めないようにガイドローラー等などを使用するなど、必要 な保護措置を講じ、下水道施設に損傷を与えないように十分留意すること。
- (3) 作業にあたり、仮締切が必要とする場合は、監督職員の承諾を得ること。この仮締切は、 上流に溢水が起こらない構造で、かつ、作業中の安全が確保されるものとすること。 ただし、上流に溢水が生じる恐れのある場合は、ただちにこれを撤去すること。
- (4) 受託者は、作業にあたり、騒音規正法、振動規正法及び市川市環境保全条例等の公害防止関係法令に定める、規制基準を遵守するために必要な措置を講ずること。
- (5) 設計図書、法令等に違反して業務を続行した場合及び危険な状況と監督職員が判断した場合は、監督職員はその場で作業の中止及び改善を命じることができる。
- (6) 作業にあたり、道路その他の工作物を、搬出土砂等で汚損させないこと。万一汚損させたときは、調査終了の都度、洗浄・清掃すること。
- (7) 作業終了時は、すみやかに使用機器、仮設物等を搬出し、作業箇所の清掃に努めること。

2. 清掃工

(1) 作業時間、作業範囲等

作業にあたっては、道路使用条件を厳守して、実施すること。

(2) 土砂等の流下防止

作業にあたって、下流側に土砂等を流出させてはならない。万一、下流側に土砂等を流 出させた場合は、影響区間の流出土砂等を請負人の責任で取り除くこと。

- (3) 土砂等の積込、運搬
 - ①受託者は、作業にあたって、以下③~⑥を満足する運搬車両を配置すること。
 - ②運搬車両は、事前に市川市に届け出ること。
 - ③運搬車両は、その使用にあたって、土砂等の流出・飛散・並びに臭気の漏洩の恐れの ない構造の車両とすること。
 - ④積込にあたっては、土砂の飛散により、通行者及びその他の工作物を汚損させないよ うな措置を講ずること。
 - ⑤土砂等の運搬にあたっては、水切りを十分に行い、途中漏落しないような措置を講ずること。
 - ⑥土砂等の運搬にあたっては、積載超過のないようにすること。
- (4) 機械による清掃作業
 - ①高圧洗浄車の使用にあたっては、高圧により、管渠を損傷することないよう、吐出圧 に留意すること。

第4章 その他

1. 業務の完了

(1) 業務を完了し、所定の書類が提出された後、検査員の検査をもって完了とする。

2. 検査

- (1) 受託者は、完了検査に立会うこと。
- (2) 受託者は、検査のために必要な資料(日報、写真、完了図書等)を検査員の指示に従い、 提出すること。

3. その他

- (1) 業務箇所において下水道施設に破損、不等沈下、腐食等の異状を発見した場合は、すみやかに監督職員に報告すること。
- (2) 設計図書に特に明示していない事項であっても、調査の遂行上、当然必要なものは、受 託者の負担において処理すること。
- (3) その他特に定めのない事項については、すみやかに監督職員に報告し、指示を受けて処理すること。

完 了 届

市川市長様					令和	年	月	日
			住	所				
			氏	名				印
下記のとおり業務	务が完了し)	たので、丿	冨出をし	ます。				
1. 委託事務(事業名)								
2. 施行(納入)場所								
3. 契約年月日	令和	年	月	日				
4. 委 託 金 額	<u>金</u> (単価契約の	場合は、約	※額を記入	<u>円</u> してください	')			
5. 委 託 期 間	令和	年	月月	日から				
6. 完 了 年 月 日	令和	年	月	日				

業務完了報告書(第 期支払分)

令和 年 月 日

市川市長様

住 所

氏 名 即

下記の通り業務が完了したので、報告をします。

 1. 委託事務(事業名)

 2. 施行(納入)場所

 3. 契約年月日
 令和年月日

 4. 支払期委託金額
 金円

 5. 支払期業務期間
 令和年月日から令和年月日まで

令和 年 月 日

7. 作業報告書のとおり

6. 支払期業務期間に

おける完了年月日

公共下水道管渠清掃業務委託 特記仕様書

下水道部 河川・下水道管理課

- 1 件 名 公共下水道管渠清掃業務委託
- 2 業務目的 本業務は、管渠および伏越し内に堆積した土砂や汚泥等による流下能力の低下を 防止するため、管内清掃を実施するもの。
- 3 委託場所 市川市真間 2 丁目 23 番地先 外 6 箇所
- 4 委託期間 契約日の翌日 から 令和8年2月27日 まで
- 5 業務内容 伏越し管渠、マンホール内の清掃及び、下流人孔・管渠(管口から状態確認)の腐食 の進行状況の確認。詳細については別紙1~4参照。 ※別紙1の表の土砂深率は推定値のため、清掃作業前に、土砂深率の測定、写真

撮影を行うこと。

6 管理全般 受託者は、常に委託者と密接な連絡を取りながら業務を進めるとともに、委託 者と業務内容について打合せを行うものとする。

> 安全・施工・工程管理等、及び法令等において、社団法人日本下水道管路管理 業協会「下水道管路管理マニュアルー2023-」を参考とし履行すること。

> 設計図書(共通仕様書・特記仕様書・図面等)に疑義が生じた場合は、委託者と 受託者との協議により決定する。

> 通行車、通行人等の安全を確保するため、交通誘導警備員を適切に配置し交通 規制を行う場合は、必要に応じ関係機関に届出ること。

7 添付資料 別紙1:施行箇所一覧表

別紙 2:案内図 別紙 3:位置図 別紙 4:構造図

別紙5:作業者用安全チェックシート(作業日に記録し提出すること。)

- 8 実務実施日及び業務時間
- (1) 実務実施日 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び委託者が規定する年末年始休日を除く
- (2) 業務時間 昼間作業 午前9時から午後5時まで
- (3) 以上を原則とし、これ以外の日・時間帯の作業については監督員と協議すること。

9 提出書類及び報告書(成果品)

(1)提出書類 受託者は、実務実施にあたり、業務開始前に実施体制、全体工程、業務責任者 名、業務従事者名、業務実施日、業務場所、業務内容及び使用する機材等を記載 した業務計画書を提出する。

(2) 報告書(成果品)

受託者は業務報告書を作成すること。

また、清掃時に目視にて確認した異状箇所については(人孔部・本管部・取付部)については、各々調書を作成すること。

10 汚泥処分

(1) 受託者は、本業務により発生した汚泥は、以下の場所に運搬し処分すること。

処分業者:株式会社京葉興業(東京都江戸川区篠崎町一丁目2番6号)

処分場所:運搬距離は、14.0km を想定している。

処分費用:市川市にて支払う。

11 マニフェスト

- (1) 委託者は、汚泥の搬出の際、マニフェストに必要事項を記載し、A(排出事業者保管) 票を 除いて受託者に交付する。
- (2) 受託者は、汚泥の運搬を行うときは、数量の確認を行うとともにマニフェストと照合する。
- (3) マニフェストは、業務委託料に含み受託者が委託者に必要量提供する。
- (4) 廃棄物の詳細については、添付の廃棄物データシートを確認する。

12 その他

- (1) 委託者は、受託者の業務履行状況を不適当と認めた場合は、その理由を明示し業務の改善を受託者に求めることができる。
- (2) 受託者は、業務の履行に伴って事故が生じた場合には、直ちに委託者及び所轄警察署その他関係機関に報告するとともに応急処置を講ずるものとする。
- (3) 受託者は、この業務の履行に当たり、委託者又は第三者に損害を及ぼした場合は、委託者の責に起因する事由による場合を除いて、その損害賠償の責を負わなければならない。
- (4) 受託者は、作業を実施するための個人情報の取扱いについては、別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (5) 受託者は、業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ、他の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。
- (6) 業務の履行に当たっては、労働基準法その他関係法令を遵守しなければならない。
- (7)この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項は、委託者と受託者がその都度協議の上、決定するものとする。

-/-	тШ	377	
▆	埋	盃	亏

廃棄物データシート(WDS)

※1 本データシートは廃棄物の成分等を明示するものであり、排出事業者の責任において作成して下さい。 ※2 記入については、「廃棄物データシートの記載方法」を参照ください。

	成日 令和 64	年 12月 2日 記入者 楢橋 慎司
1	排出事業者	名称 市川市 所属 下水道部 河川·下水道管理課
		所在地 〒272-8501 担当者 楢橋 慎司 TEL 047-712-6358
		市川市八幡1丁目1番1号 FAX 047-712-6360
2	廃棄物の名称	下水道汚泥(有機性汚泥)
3	廃棄物の	MSDSがある場合、CAS No.
	組成•成分情報	主成分 水・たんぱく質・脂質・炭水化物等
		他 油、土砂、その他汚物
	(比率が高いと	
	思われる順に	
	記載)	
	│ │□ 分析表添付	
	(組成)	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
4	廃棄物の種類	☑汚泥 □廃油 □廃酸 □廃アルカリ
	☑産業廃棄物	□その他()
		※ 廃棄物が以下のいずれかに該当する場合
		□□石綿含有産業廃棄物 □水銀使用製品産業廃棄物 □水銀含有ばいじん等
	□特別管理	□引火性廃油 □強アルカリ(有害) □指定下水汚泥 □廃酸(有害)
	産業廃棄物	□引火性廃油(有害) □感染性廃棄物 □鉱さい(有害) □廃アルカリ(有害)
		□強酸 □PCB等 □燃えがら(有害) □ばいじん(有害) □強酸(有害) □廃水銀等 □廃油(有害) □13号廃棄物(有害)
		□強酸(有害) □廃水銀等 □廃油(有害) □13号廃棄物(有害) □強アルカリ □廃石綿等 □汚泥(有害)
<u>-</u>	上 特定有害廃棄物	口強ノルカウ 口焼石柿等 ロパカル(有音) アルキル水銀
١٦	1寸足竹占洗未物	
	()には	カドミウム又はその化合物(×)ジクロレタン (×)シマジン (×)
	混入有りは〇、	鉛又はその化合物 (×)四塩化炭素 (×)チオベンカルブ (×)
	無しは×、混入の	有機燐化合物 (×)1,2-ジクロロエタン (×)ベンゼン (×)
	可能性があれば△	六価クロム化合物
		砒素又はその化合物 (×)シス-1,2-ジクロロエチレン(×)ダイオキシン類(×)
	□ 分析表添付	シアン化合物 (×)1,1,1-トリクロロエタン (×)1,4-ジオキサン(×)
	(廃棄物処理法)	PCB (×) 1,1,2-トリクロロエタン (×)
6	PRTR対象物質	届出事業所(該当・非該当)、委託する廃棄物の該当・非該当(該当・非該当)
		※ 委託する廃棄物に第1種指定化学物質を含む場合、その物質名を書いて下さい。
Ļ	かばか返にかけて	生成物質:ホルムアルデヒド(塩素処理により生成)
′	小垣小源にあける 消毒副生成物	生成物員: ホルムアルアCF(温素処理により生成) □ヘキサメチレンテトラミン(HMT) □1,1-ジメチルヒドラジン(DMH)
	// 母剛生成初 前駆物質	□N.N-ジメチルアニリン(DMAN) □トリメチルアミン(TMA) □テトラメチルエチレンジアミン(TMED)
	別郷270貝	□N,N-ジメチルエチルアミン(DMEA) □ジメチルアミノエタノール(DMAE)
		生成物質:クロロホルム(塩素処理により生成)
		ロアセトンジカルボン酸 ロ1,3-ジハイドロキシルベンゼン(レゾルシノール)
		□1,3,5-トリヒドロキシベンゼン □アセチルアセトン □2'-アミノアセトフェノン
		ロ3'-アミノアセトフェノン
		生成物質:臭素酸(オゾン処理により生成)、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム(塩素処理により生成)
		口臭化物(臭化カリウム等)
8	その他含有物質	硫黄
	()には	ヨウ素 (×) フッ素 (×) 炭酸 (×)
	混入有りは〇、	硝酸
	無しは×、混入の	銅 (×) アルミ (×) アンモニア(×)
1	可能性があれば△	
I	□ 分析表添付(組成)	

9	有害特性 (有・無・不明)	□爆発性 □引! □酸化性 □有相 □毒性ガス発生□慢性 □その他(幾過酸化物 口急性		℃)□禁水性 □腐食性)
10	廃棄物の物理的 性状・化学的性状	形状(水) 臭い(— .)) pH()) 水分(有)
11	品質安定性	経時変化(有・無)	有る場合は具体的に	記入	
12	関連法規	危険物(消防法)・特化	比則(特定化学物質)	章害予防規則)•有機溶	剤 ·毒劇物 ·悪臭
	荷姿	□容器(ム車)口その他()
	排出頻度 数量		kg・t・¦ス゚・(m3)・本		年・月・週・日
15	特別注意事項	※取り扱う際に必要と	:考えられる注意事項	を記載	
	(有•無)	・避けるべき処理方法・他の廃棄物との混合・粉じん爆発の可能性・容器腐食性の可能性・廃棄物の性状変化な・環境中に放出された・他の物質を生成し、	禁止 三/注意点 :どに起因する環境汚 後の支障発生の可能	「染の可能性 6性(消毒用塩素等との)	反応により
	【参考】 その他のサンプル等提供		∇均一サンプル有 ・ サ	ンプルの一部分有 (ザン	プル無 写真有)
	がわかる発生エ エ程図への記 <i>プ</i>	は・成分情報」を推定す。 □程の説明を書いてくだ しでも可。 いては、不純物混入の	さい。 工程前からの	「材料・有害物質・不純物)持ち込み成分があれば ↑のブレ幅の推定、分析:	きいてください。
	╱ 俳屮車業 孝 刄和	「処理業者内容確認欄」			
No		排出事業者担当者		備考	
	ノ亦市屋田と				
No	<u><変更履歴></u> . │変更日時	排出事業者担当者		変更内容	
	i	ı	i	1	

施工筒所一覧表(別紙1)

R7年度(予算

<u> </u>	<u> </u>																						
		清掃箇所		上流M	H諸元(m)		下流M	H諸元(m)	管径	伏越し	設計延長A	標準作	積	算単位の				作業	土砂	閉塞断	土砂量
整理番号	箇所 番号		清掃箇所	清掃箇所									管延長	内)	業量V	A/	V	積算単位等	清掃作 業種別	道路種別	時間帯	深率	面積
			No.	幅W	長l	深h	No.	幅W	長l	深h	(mm)	(m)	(m)	(m/目)	(目)	判定	(A) 中区 (T)				(%)	*10^-2 (m2)	(m3)
1	1	真間2丁目 23番地先	1	Ф1.5	Ф1.5	2. 78	2	Ф1.5	Ф1.5	2.74	Ф 1000	19. 40	22. 40	86	0.26	<1/2	日 (0.5	吸引 車		昼	10	4.088	0.92
2	2	真間2丁目 22番地先	1	1. 35	1. 60	3. 38	2	1. 35	1.60	3. 65	Ф 1350	24. 45	27. 65	47	0.59	<1	日 (1.0	吸引 車		昼	10	7.450	2.06
3	3-1	真間1丁目	1	Ф0.9	Ф0.9	2. 93	2	Ф0.9	Ф0.9	2. 97	Φ 450	8. 19	9. 99	148	0.07	<1/2	日 (0.5	高圧 洗浄	踏切	昼	10	0.828	0.08
3	3-2	12番地先	2	Ф0.9	Ф0.9	2. 97	3	Ф0.9	Ф0.9	2. 37	Φ 500	5. 09	6. 89	127	0.05	\1/2		高圧 洗浄	四90	生	10	1.022	0.07
4	4	真間3丁目 14番地先	1	Ф1.5	Ф1.5	3. 50	2	Ф1.5	Ф1.5	2.85	Ф 1000	10.30	13. 30	86	0. 15	<1/2	日 (0.5	吸引 車		昼	10	4.088	0.54
5	5	真間3丁目 5番地先	1	Ф1.2	Ф1.2	2. 95	2	2. 60	1. 65	3. 32	Φ700	9. 10	11. 95	68	0.18	<1/2	日 (0.5	高圧 洗浄		昼	10	2.003	0. 24
6	7	菅野6丁目 17番地先	1	1. 600	2.000	4. 100	2	1.600	2. 000	3. 400	Ф 1000	14. 30	18. 30	86	0. 21	<1/2	日 (0.5	吸引車	県道	昼	10	4.088	0. 75
7	14-1	八幡4丁目	1	Ф1.8	Ф1.8	3. 700	2	Ф1.8	Φ0	3. 380	Ф 1350	17. 50	19. 30	47	0.41	<1/2	日 (0.5	吸引車		昼	10	7.450	1.44
_ ′	14-2 18番地先		2	Ф1.8	Φ0	3. 380	3	Ф1.8	Φ0	3. 620	Ф 1350		0.00	47	0.00	\1/2		吸引車		生			
	計	-											129. 78		(1.92)								6.10 ***

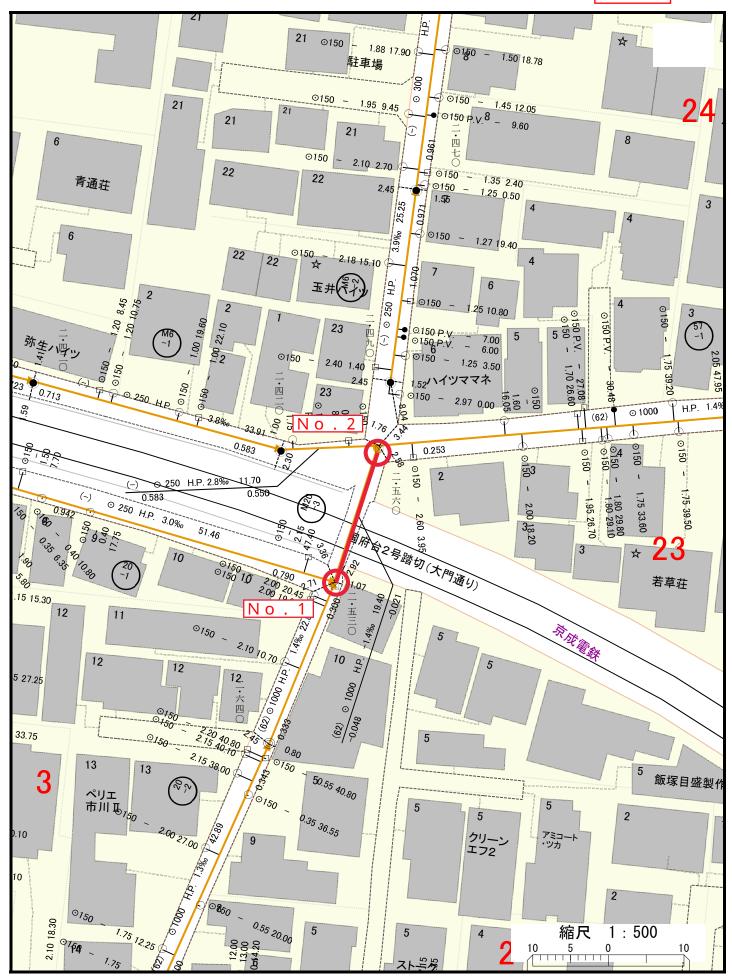
- (1)「下水道管路管理積算資料-2023-(公)日本下水道管路管理業協会」に準拠した。
- ・原則として、1日当り1箇所の作業とみなす。従って、各箇所ごとに数量を算出し、標準作業量に基づく積算とする。
- ・設計数量は延長とする。(土砂量ではない。) 管渠(伏越し)清掃とマンホール清掃は一括で行う実態に則し、設計数量は、伏越し長さ+マンホール延長の合計とする。
- (2)千葉県公安委員会が認定する国道、県道の路線については、交通誘導員A(検定合格警備員)とする。(H281月1日施行)
- ・H29年度より市川警察署から、国道・県道は夜間作業(昼間作業禁止)とするよう指示有り。
- ・※箇所番号7の菅野6-17はマンホールが市道であり県道には立ち入らない為、昼間作業とする。
- ・H30年度より首都国道事務所から、箇所番号8・9・15については打合せ実施するよう指示有り。

交通管理工(交通誘導員)・安全費(監視人)

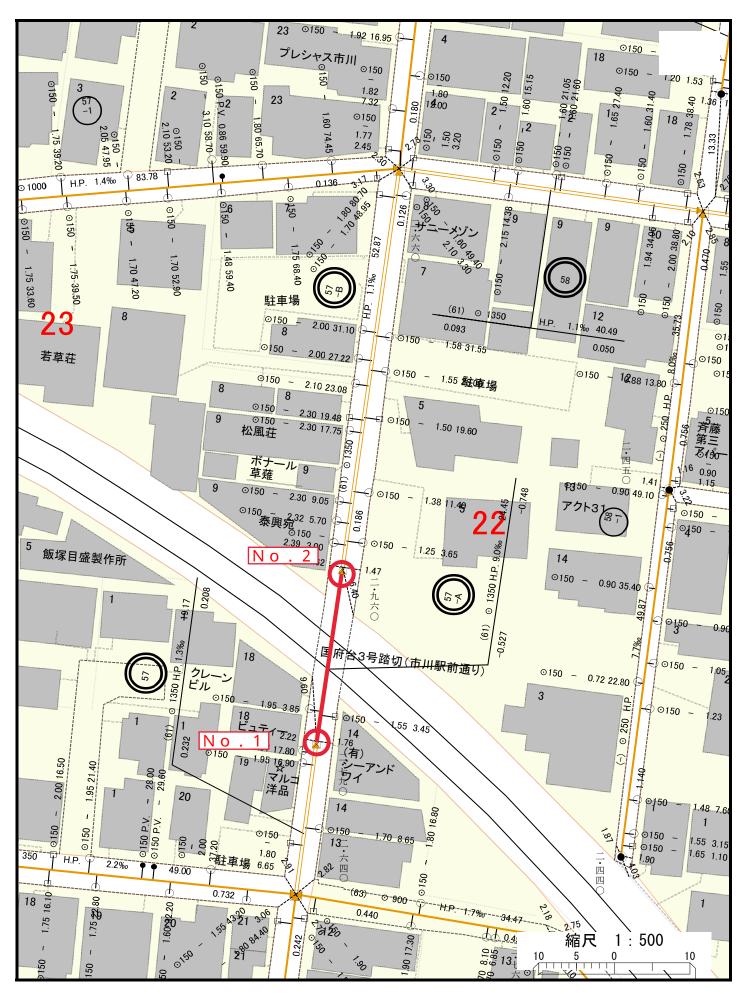
R7年度(予算

<u>R/年度</u>	八丁昇															
			調整率		交通誘導警備員数(交代要員1名含む)							監視人(特殊作業員)				
整理 番号	箇所 番号	清掃箇所	間)	道路種 別	В	昼	А	A夜		B夜		星	<u></u>	不	友	
			(日)		配置	積算	配置	積算	配置	積算		配置	積算	配置	積算	
1	1	真間2丁目 23番地先	0.5		5	2.5		0		0	2. 5	2	1		0	
2	2	真間2丁目 22番地先	1		5	5		0		0	5	2	2		0	
3	3-1	真間1丁目	0.5	踏切	5	2.5		0		0	2. 5	3	1.5		0	
5	3-2	12番地先						0		0	2. 0				0	
4	4	真間3丁目 14番地先	0.5		5	2.5		0		0	2. 5	2	1		0	
5	5	真間3丁目 5番地先	0.5		5	2.5		0		0	2. 5	2	1		0	
6	7	菅野6丁目 17番地先	0.5	県道	5	2.5		0		0	2. 5	2	1		0	
7	14-1	八幡4丁目	0.5		5	2.5					2. 5	3	1.5		0	
<u> </u>	14-2	18番地先									2.0					
	計	ŀ				20		0		0	20		9		0	
						20人		0人		0人			9人		0人	

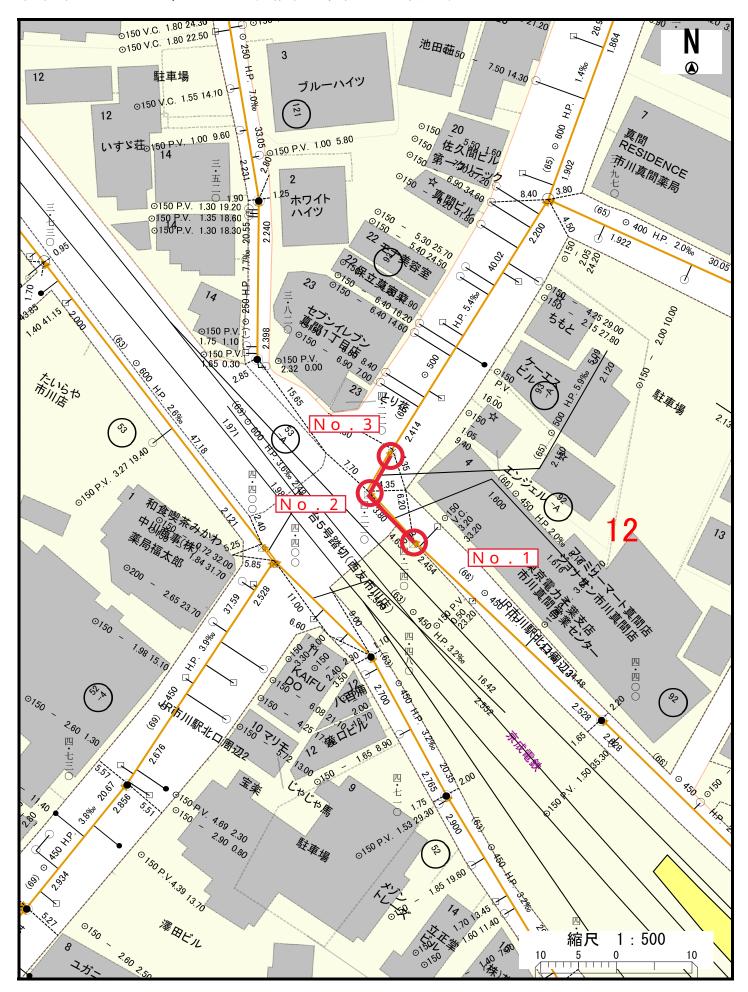




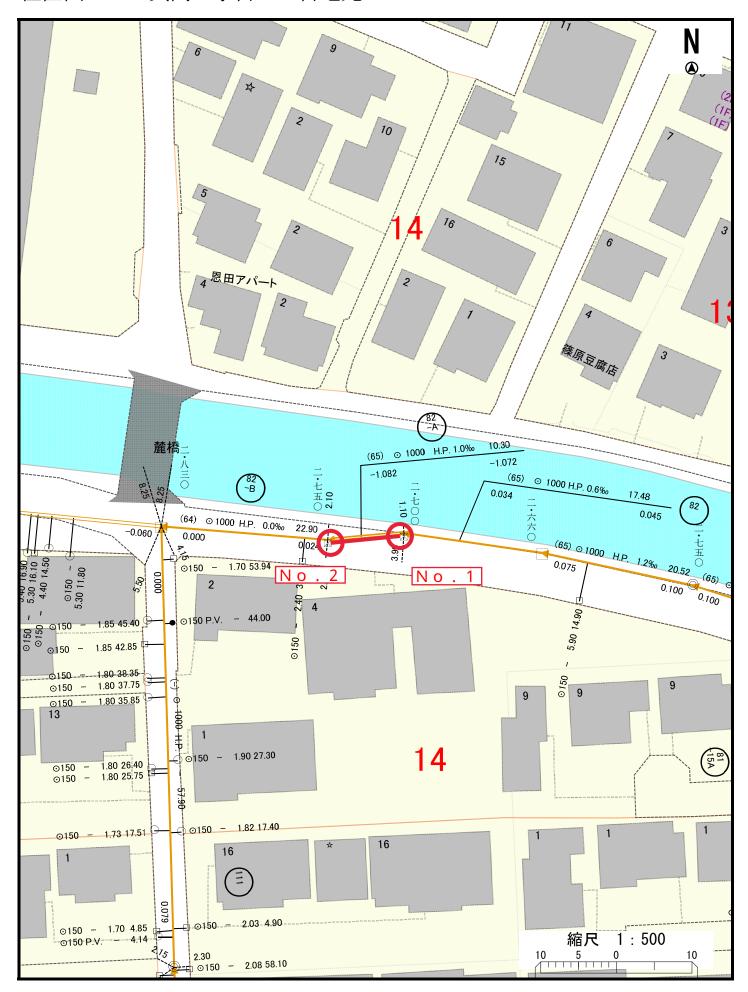
位置図 2:真間2丁目22番地先



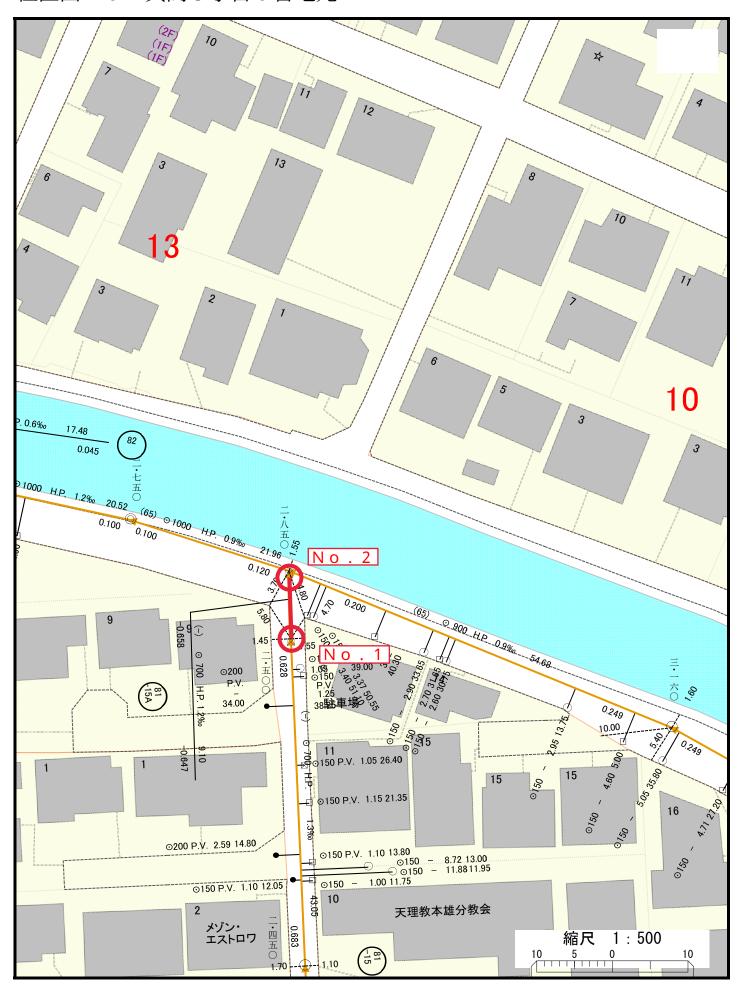
位置図 3-1,-2:真間1丁目12番地先



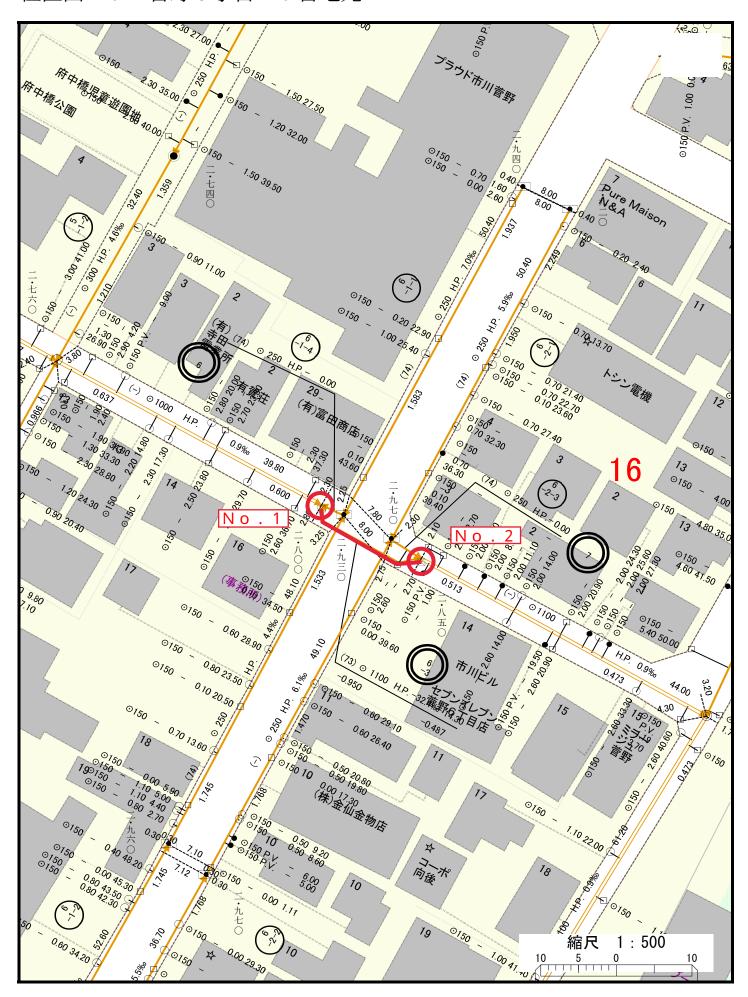
位置図 4:真間3丁目14番地先



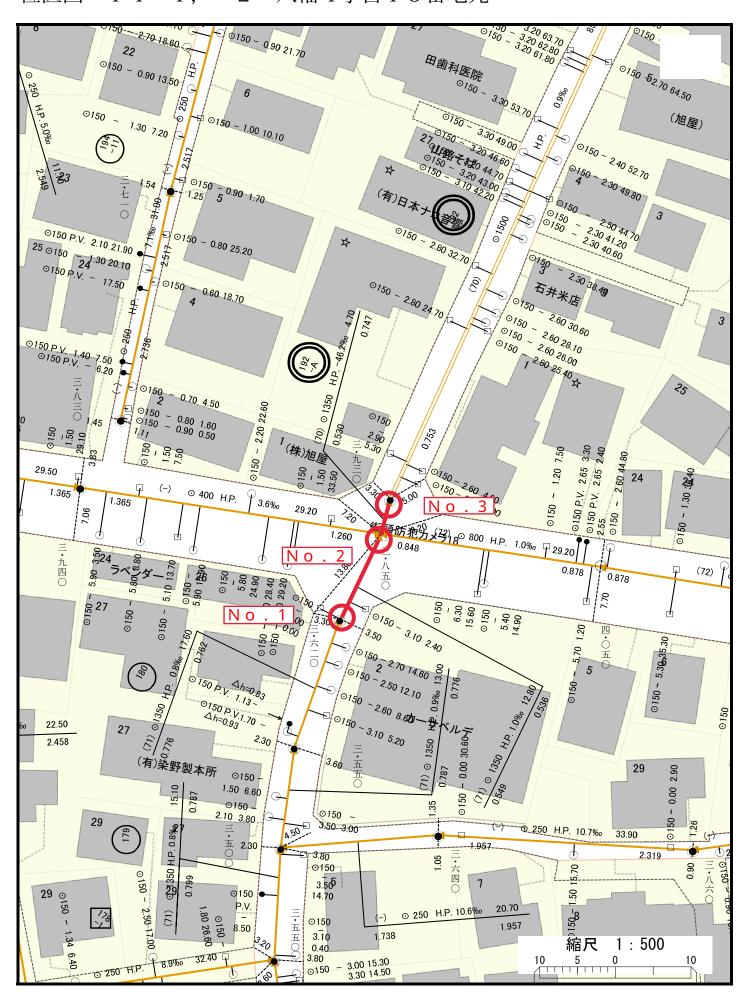
位置図 5:真間3丁目5番地先



位置図 7:菅野6丁目17番地先

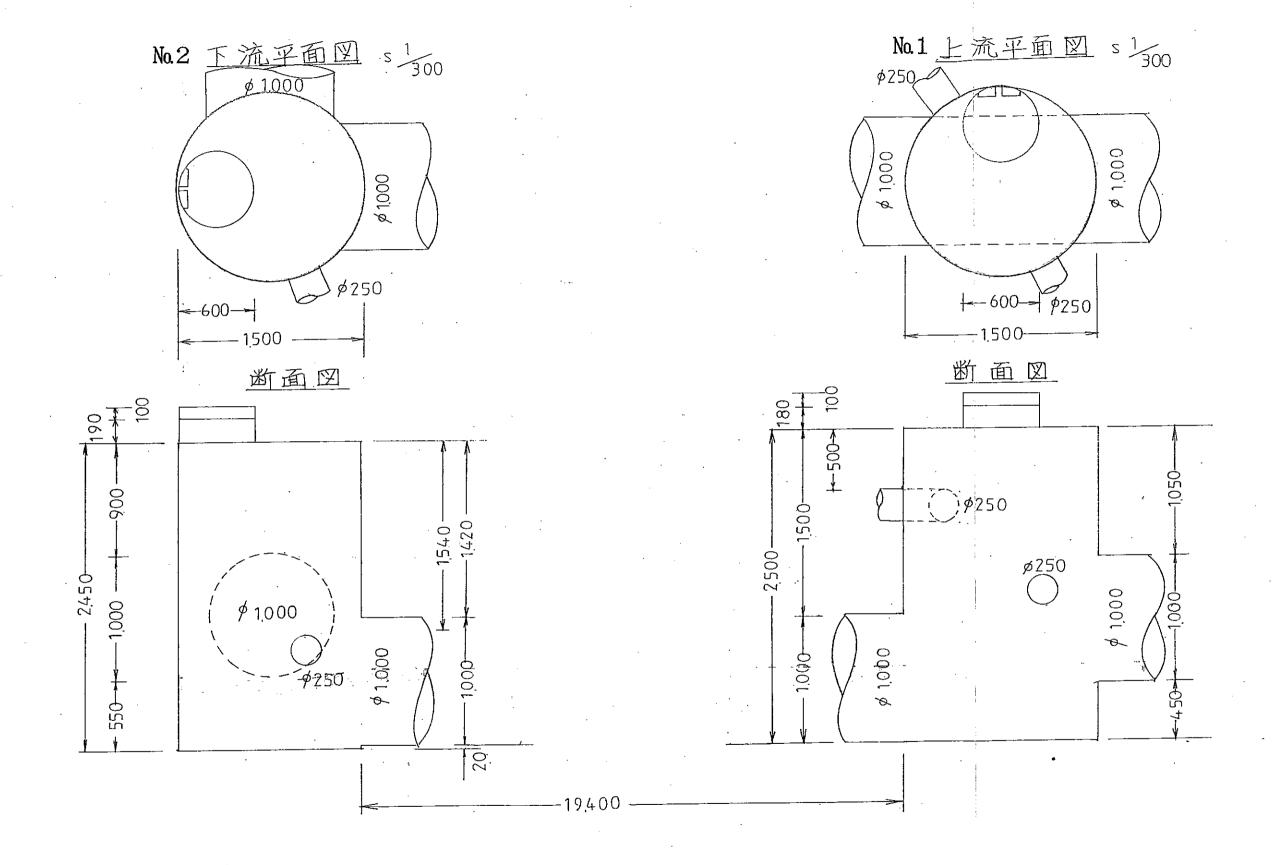


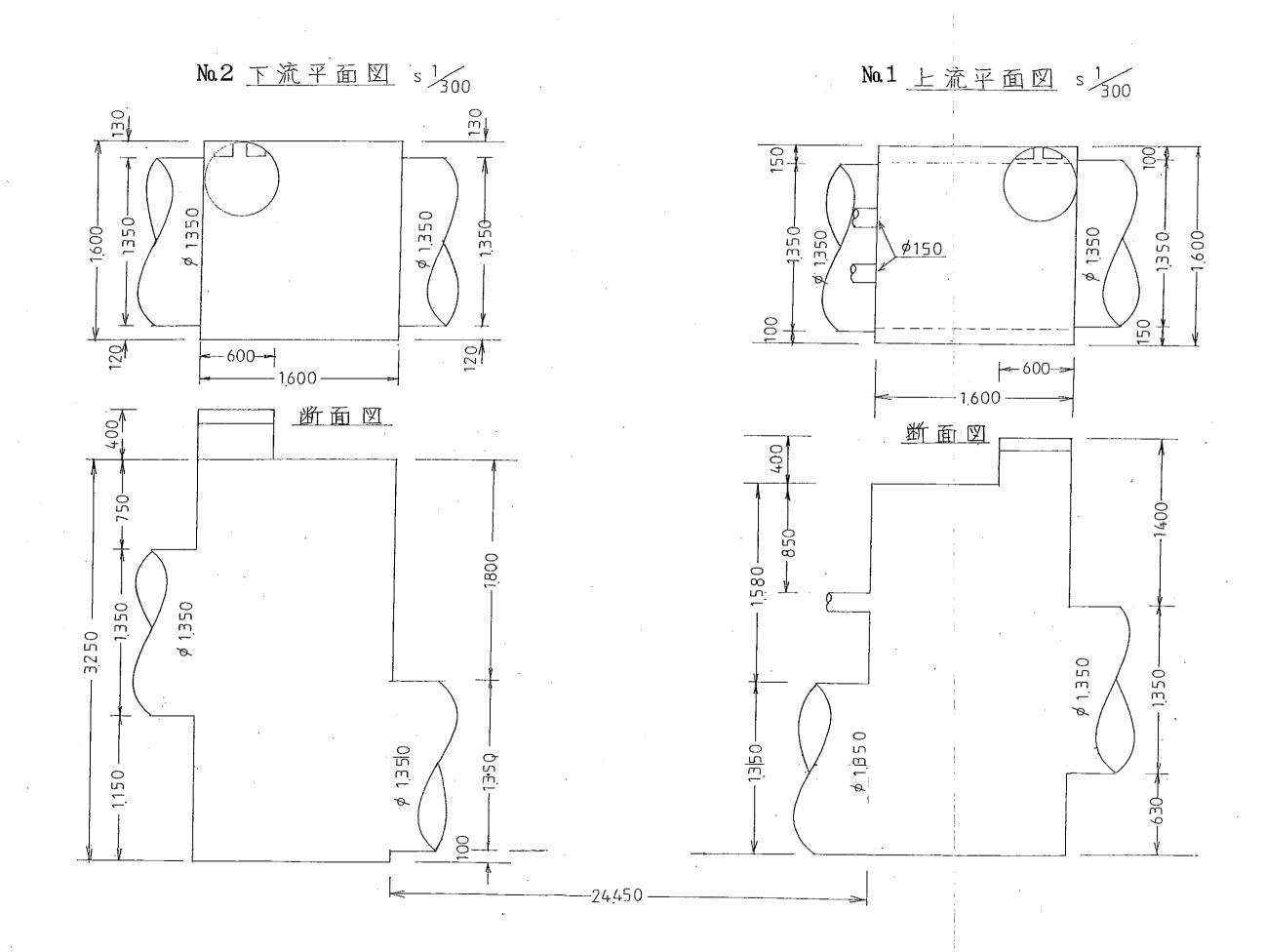
位置図 14-1,-2:八幡4丁目18番地先

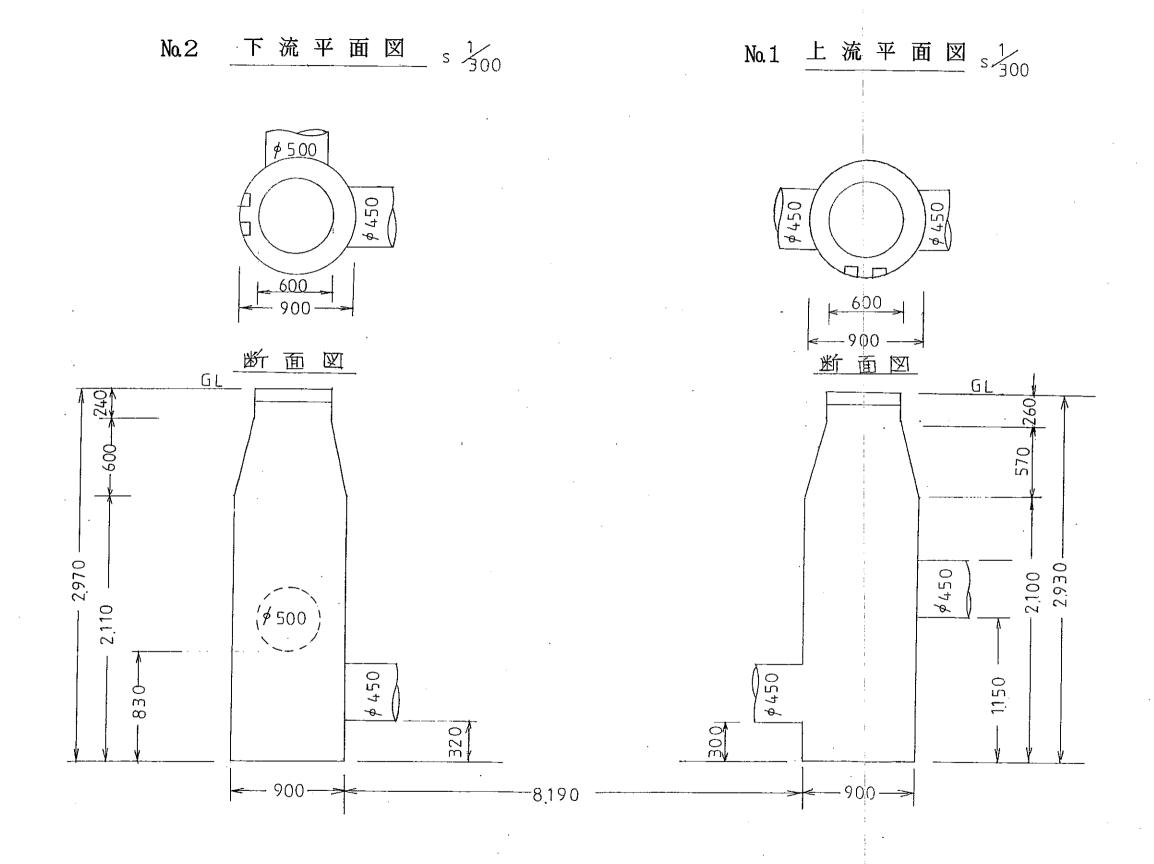


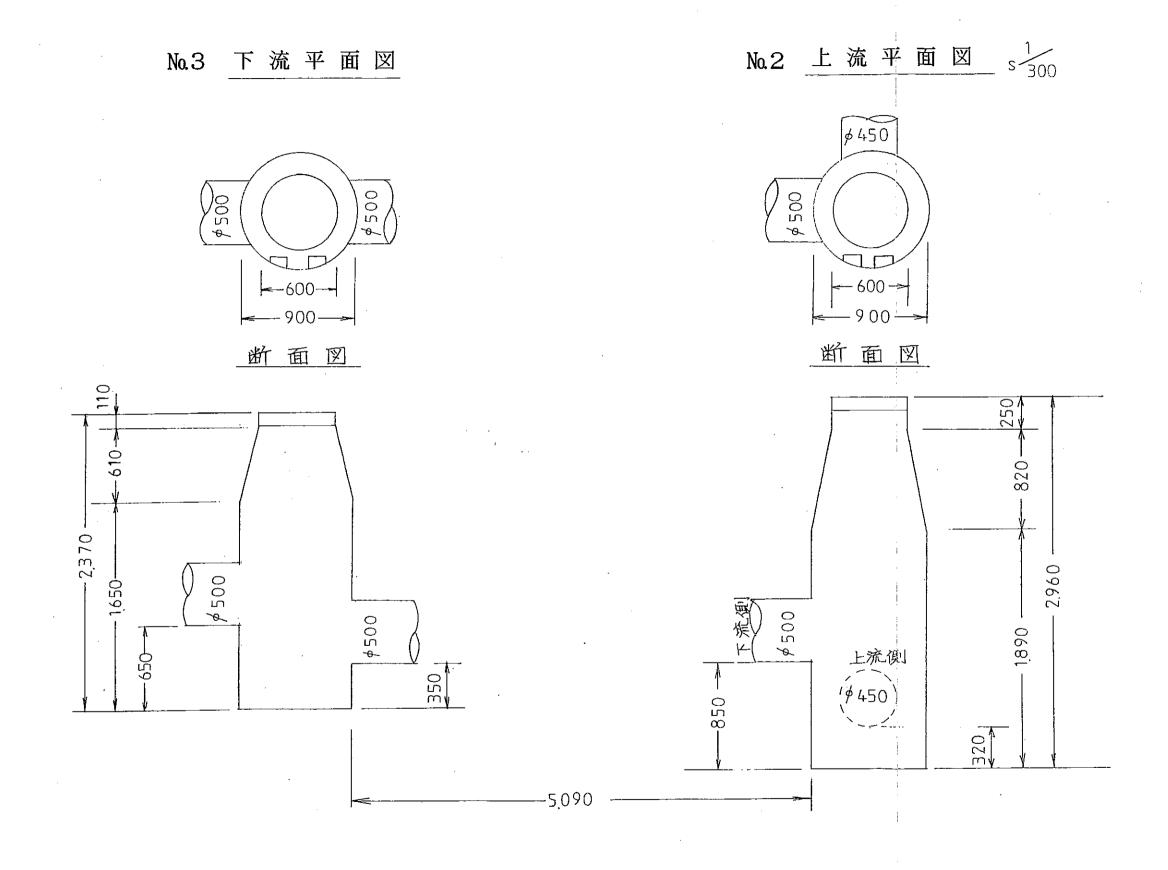
別紙4

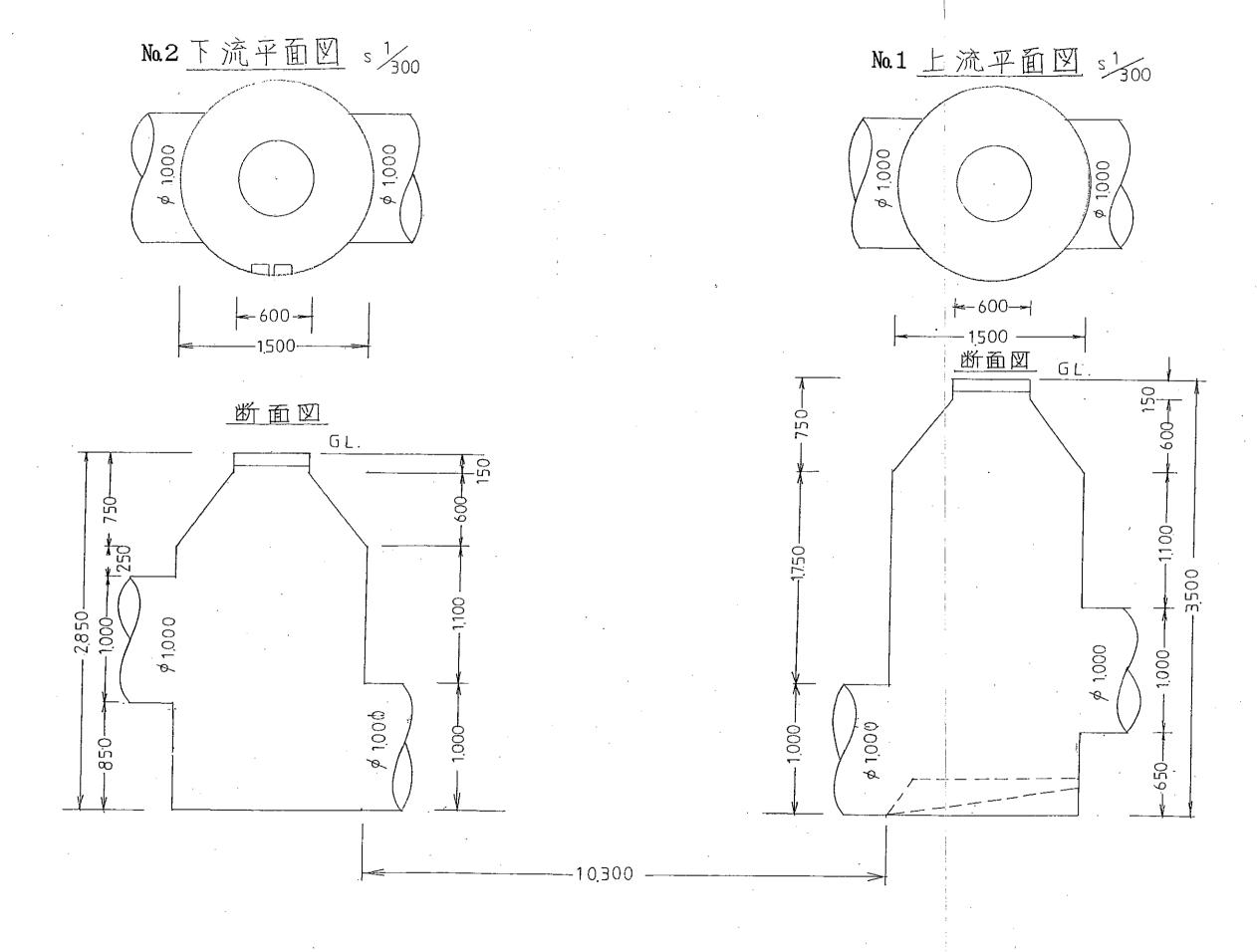
1 真間2丁目23番地先

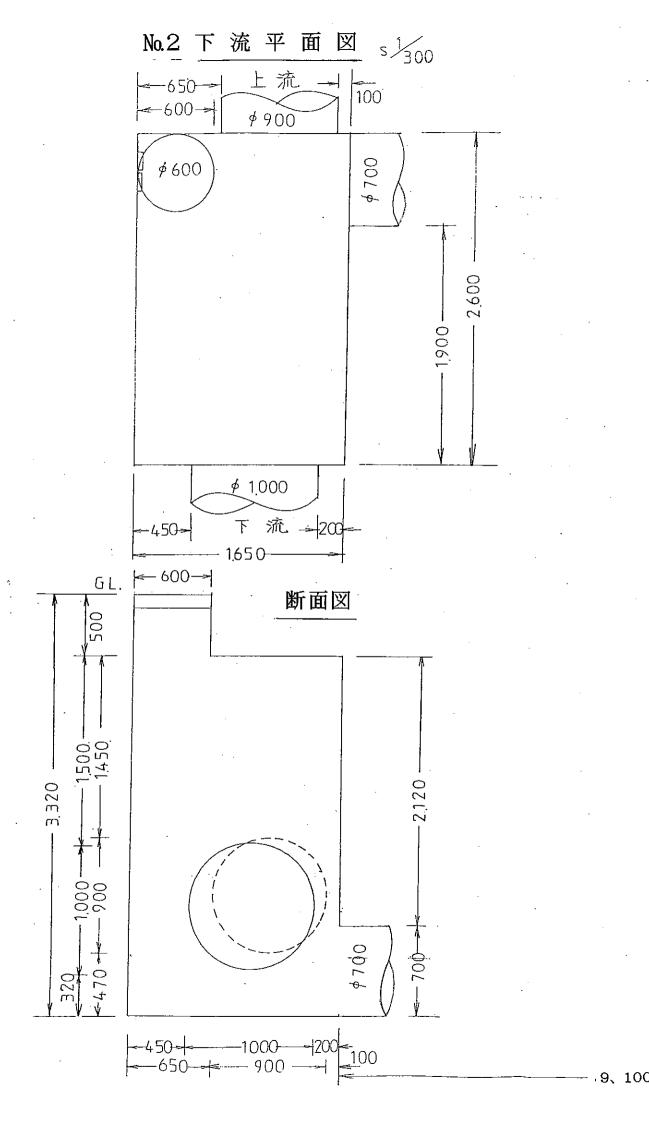


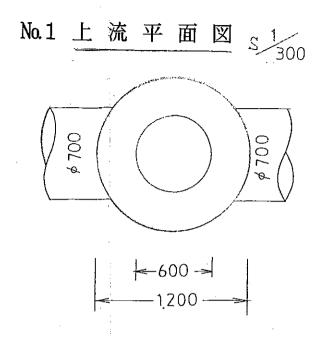


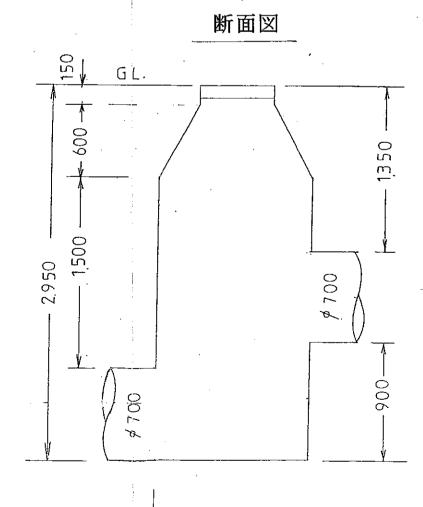




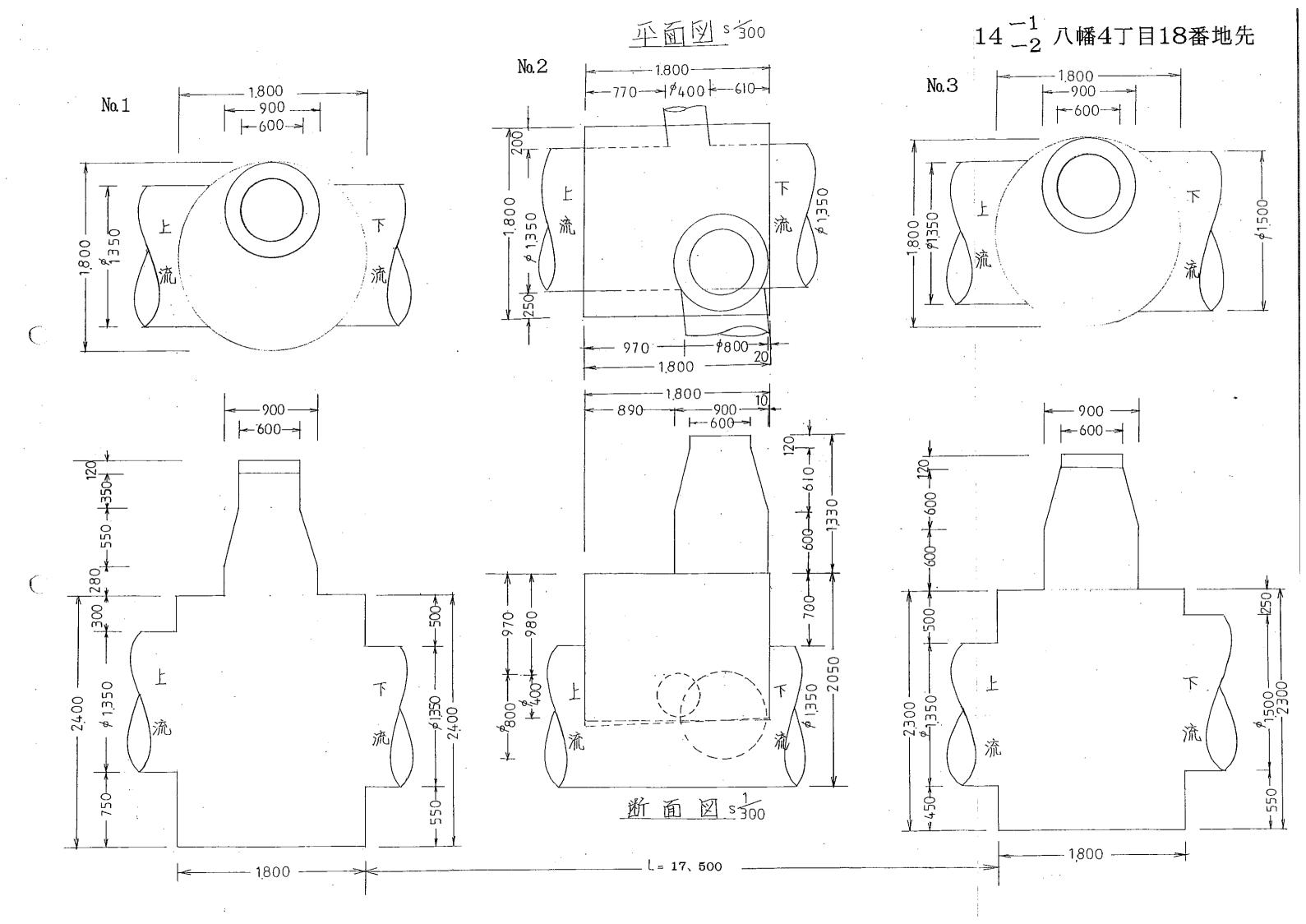








7 营野 6 丁目17番12地先 No.1 上流平面図 No.2 下流平面図 (管野)前県道横断) \$250 Ø 1,000 ø 1.000 Ø 1.000 φ250 250 — 900 — 2,000 – 900 - -|-550 断面図 断面図 300 - 00E× 2500 - 250 ø 1,000 -1000 梯 梯 子為食 ø250 ø·1000 7 -2500 鵺 灰 食 損 破 000i ø 棋 W:300 L-2700 W=300 L =3,200 9 1 250 -14.300



作業者用安全チェックシート

酸素欠乏症等危険作業 安全チェックシート

委託件名:									点	〔検	資 者					
	工事 委託場所:					日		日	1	В		4	H	日		
委託 均	易叶:															
時期	項目	チェックのポイント				チェ	ック	ク欄			是正内容等					
	工法検討、打合せ	危険場所に応じた施工方法を検討し、関係者と打	合せたか													
	作業主任者	選任されているか、資格を確認したか(1種、2種別)													
	作来土住伯	作業方法等を打合せ、職務内容を指示したか														
① 工	作業員	特別教育修了を確認したか(1種、2種別)														
事着手前	避難、救助用具	避難、救助用具は準備したか、正常に使えるか														
	避難、救助訓練	避難、救助の方法を検討し訓練を行ったか														
	換気設備	現場設置、試運転は終了しているか														
	油中田日	準備されているか(1種: O_2 2種: O_2 、 $\mathrm{H}_2\mathrm{S}$)正常に位	吏えるか													
	測定器具	作業主任者は測定操作になれているか														
			日	日	日	日	日	日	H							
	監視人	名指し、職務内容説明のうえ配置したか														
	換気設備	運転を開始したか、運転は正常か														
② 作	en de	測定を実施し記録したか														
業開	測定	測定値は正常か $(O_2:18\%$ 以上 $H_2S:10$ ppm以	下)													
始 前	避難用具	すぐ使用できる所に配置したか。正常に使えるか														
	点呼、表示	入場者の点呼はされているか、表示はしたか														
	立入禁止措置	立入禁止の措置と表示はよいか														
	作業者	作業主任者、作業員に変更はないか。健康状態は	はよいか													
	作業状況	作業主任者の直接指揮で作業されているか														
	換気	換気設備は正常に運転されているか														
3	換気	送気された外気は十分にゆきわたっているか														
作業	作業環境状況	変化はないか。変化のある時は測定されているか														
中	監視人	監視人は指示された場所で任務を遂行しているか														
	休憩後の措置	再入場時は②と同様の措置がとられているか														
	安全帯の措置	墜落のおそれがある所では安全帯を使用している:														
4)	片 付 け	片付けは終了したか。不要電源は切ったか														
作業	点 呼	退場者の点呼はしたか。全員退出しているか														
終了	記録	測定結果の記録は提出されているか														
時	立入禁止措置	立入禁止の措置はよいか。表示したか														